

第19回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課

第19回独立行政法人評価委員会

日時：平成23年2月21日（月）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：13：30～14：59

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）委員長の選任及び委員長代理の指名について

（2）各分科会の審議の経過及び結果について

（3）次期中期目標の策定及び中期目標の途中変更について

（4）その他

3. 閉会

午後1時30分 開会

文書課長 定刻となりましたので、会議を始めさせていただければと思います。

冒頭、大変恐縮でございますけれども、私、官房の文書課長をしております高橋と申します。農林水産省の中で独立行政法人全体の所管をいたしております、この独立行政法人評価委員会の事務局は文書課で全体を束ねております。

本日、2月14日付で委員の改選、新任がございましたので、新しく2年間の任期につきまして、各委員に農林水産大臣からお願いをいたしまして、本日がその第1回の会合ということです。

それで、冒頭、一言だけご挨拶といいますか、今回のご審議いただく中期目標のことに関しては、実は1年前をちょっと振り返りますと、独立行政法人という制度そのものを大幅に見直すという方針が出され、かつ去年の2月ごろは、2~3カ月後、4月、5月に独立行政法人についても事業仕分けを行うという時期でございました、その後、それから1年たったわけですが、独立行政法人という制度についての見直しの具体的案というのはまだ出ておりませんが、事業仕分けについては一通り行われまして、そういうことも経た上で、現時点ではかなり落ち着いて、この向こう5年の中期目標をご審議いただける、そういう状況かと思っております。

まだまだ制度全体の見直しとか、そういう議論がなくなったわけではありませんが、まずは独立行政法人は農林水産行政の実施の極めて重要な役割を担っておりますので、そういう関係者が腰を据えて事業ができるようにということでご審議を賜ればというふうに考えております。

この後、いろいろ議事を進めさせていただきますが、大変恐縮でございますが、私、実は事業仕分けの中で今度規制改革仕分けというのがこの3月に予定されておりまして、それも担当しております、実はこの後そちらのヒアリングに呼ばれておりますですから、大変申しわけないのですが、冒頭のご挨拶をさせていただきまして、後は隣におります担当の得田調査官が進行させていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

冒頭、大変失礼で申しわけございませんけれども、そういうような形でよろしくお願いできればと思います。

文書課調査官 それでは、事務的な事項をご報告させていただきます。

まず、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項におきまして、本委員会の定足数は過半数とされてございます。委員25名のうちただいま17名が出席されておりますので、本日

の委員会は成立要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、本日は委員改選後初めてでございますので、委員のご紹介をさせていただきたいと思います。

今回の委員改選においては、委員総数は26名から25名と1名減少いたしました。また、10名の新しい委員にご就任をいただいたところでございます。委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、左側からでございますが、青柳委員でございます。

青柳委員 青柳です。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 安部委員でございます。

安部委員 安部でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 荒牧委員でございます。

荒牧委員 荒牧でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 小川委員でございます。

小川委員 小川でございます。よろしくお願ひします。

文書課調査官 経塚委員でございます。

経塚委員 経塚です。よろしくお願ひします。

文書課調査官 小坂委員でございます。

小坂委員 小坂です。よろしくお願ひします。

文書課調査官 佐藤委員でございます。

佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 辻委員でございます。

辻委員 辻でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 夏目委員でございます。

夏目委員 夏目でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 野村委員でございます。

野村委員 野村です。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 早坂委員でございます。

早坂委員 早坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

文書課調査官 淵野委員でございます。

渕野委員 渕野でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 前嶋委員でございます。

前嶋委員 前嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 三井委員でございます。

三井委員 三井と申します。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 森田委員でございます。

森田委員 森田と申します。よろしくお願ひします。

文書課調査官 安元委員でございます。

安元委員 安元でございます。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 横田委員でございます。

横田委員 横田です。よろしくお願ひいたします。

文書課調査官 どうもありがとうございました。

なお、渡邊委員におかれましては15分ほど、斎藤委員におかれましては1時間ほど遅れるとの連絡をいただいております。

また、本日は、菅委員、児玉委員、酒井委員、島本委員、西澤委員、平松委員の6名の方が所用によりご欠席と連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

また、それぞれの委員の皆様にご所属いただきます分科会につきましては、お手元にお配りしております資料1の一番最初の委員名簿に記載されてございますので、どうかご確認をお願いいたします。

今回再度委員をお引き受けいただくことになりました皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

また、新たにご就任いただきました委員の皆様におかれましては、どうぞ活発なご議論を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議事につきましては、これまでと同様、議事規則に基づきまして、議事録により公開とさせていただきますことをご報告申し上げます。

それでは、議事の1番目に移らせていただきたいと思います。

委員改選後初めての会合となりますので、委員長の選任をお願いしたいと存じます。委員長の選任につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令第4条第1項の規定に基づきまして、委員の互選によるものとされてございます。今回は、これまで委員長をお務めいただいていた松本前委員長が、委員継続10年を機に退任をされておられまして、皆様方から新たにご推薦など、ご意見を賜りたいと思います。ご意見のある方はどうぞよろしくお願ひいたします。

青柳委員。

青柳委員 これまででも当評価委員会委員であり、また東京農工大学大学院農学研究院で長年教鞭をとられてきた淵野委員が、その広い経験から適任ではないかと考えます。いかがでしょうか。

文書課調査官 ありがとうございました。

ほかにご意見、ご推薦ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

文書課調査官 ありがとうございます。

大変お手数ではございますが、淵野委員ご了解いただけますでしょうか。

淵野委員 はい。

文書課調査官 ありがとうございました。

では、淵野委員に委員長をお願いするということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

文書課調査官 ありがとうございます。

では、皆様方のご賛同をいただきましたので、淵野先生におかれましては委員長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮でございますが、委員長席のほうにお移りを願いたいと存じます。

(淵野委員長 委員長席に着席)

文書課調査官 それでは、委員長にご挨拶をいただくとともに、以下の議事をお願いしたいと存じます。では、淵野委員長、ご挨拶のほどをお願いいたします。

淵野委員長 ご指名いただきました淵野でございます。適任かどうかわかりませんでけれども、よろしくお願いしたいと思います。

この評価委員会、既に10年経過しております。先ほど課長のほうからもご挨拶ございましたけれども、この間、政権交代等でかなり厳しい風があったかと思いますが、皆さんのご努力で事業仕分け等にも適切にご対応なさったかと思っております。

この委員会の適正な評価方法、それから議事の進め方は松本委員長のもとで確立しておりますので、私はそれに乗って、事務局と皆様方のご協力を得ながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではただいまから私のほうで議事を進行させていただきたいと思います。

まず、委員長代理の指名でございますが、農林水産省独立行政法人評価委員会令第4条第3

項の規定によりまして、委員長代理は委員長のほうから指名することになります。私のほうとしては、これまでの委員会の十分な経験、適切なご発言等ございました青柳委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、本日の議事に入りますが、まず事務局のほうから配布資料のご確認をいただきたいと思います。

文書課長補佐 では、資料につきましてご説明いたします。

机の上に、議事次第、資料1、資料2及び資料3、ここまで本体の資料になります。

続きまして参考資料1及び参考資料2を配布させていただいております。

よろしいでしょうか。不足等ございましたら隨時お知らせいただければ対応させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。

まず最初の議事でございますが、「各分科会の審議の経過及び結果について」の報告でございます。これは資料2のほうをごらんください。資料の一覧がございまして、これまでの農業分科会、農業技術分科会、林野分科会、水産分科会の審議状況が整理されております。

この分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、委員会にご報告いただくことになっておりますが、今回は、それぞれご報告いただきますと大変な時間がかかります。それで、分科会の審議の状況についてはこの資料2をごらんいただきまして、各分科会からの報告とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次の議事に入りたいと思います。

独立行政法人の「次期中期目標の策定及び中期目標の途中変更について」でございます。まず事務局より全般的な状況についてご説明をお願いしたいと思います。

文書課調査官 それでは、資料がいろいろございまして恐縮でございますが、資料1の3ページをごらんいただきたいと存じます。今回、委員改選後初めてということもありまして、資料に基づいて根拠に触れながらご説明をしたいと思います。

まず、独立行政法人通則法に基づきまして、主務大臣は、独立行政法人に対し、3から5年間の期間に達成すべき目標を提示し、法人が目標に対応する中期計画を策定して主務大臣の承

認を受けることとされております。

また、独立行政法人の中期目標の策定又は変更や中期計画の認可に当たっては、独立行政法人通則法において、主務大臣は、評価委員会の意見を聴かなければならぬとされてございます。本意見聴取につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第6項の規定に基づきまして各分科会に議案が付託されてございます。付託事項一覧につきましては、資料1の4ページ、5ページに添付してございます。×のついているものについては親委員会、すなわちこの評価委員会で、がついているものにつきましては分科会でご審議をいただくというような取り決めとなってございます。

一方、去る2月4日から9日の間に開催されました各分科会におきまして、この4月からの新たな中期目標の案についてはご審議をいただいてあるところでございます。資料の一番最後のほうでございますが、参考資料2というのがございまして、これにつきまして各分科会にてご審議いただきまして、異存なしというご意見を頂いております。

本日は、この中期目標をまたご説明をさせていただくわけでございますが、分科会の際にいただいたご意見、それからその後の財政当局との協議などを踏まえました変更点を中心に説明をさせていただきつつ、新たに就任された委員もいらっしゃいますことから、中期目標改定案のポイントについて、各法人所管局から紹介し、ご意見を伺うとともに、今後の中期計画、3月に予定されております中期計画のご審議にお役立ていただければと存じております。

なお、今回対象となりますのは、これまでの中期目標が今年度で終了する当省所管の農林水産消費安全技術センター等の10法人、加えて国土交通省の所管でございますが、一部業務を共管している土木研究所の計11法人となってございます。

また、農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の2法人につきましては、昨年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づいて事業を見直す必要がございますので、今回中期目標の該当部分を変更させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございました。

中期目標の説明をお願いいたしますが、最初に法人の所管課よりご説明いただき、その上で意見交換という手順を含めて進めてまいりたいと思います。

また、今回は例年になく法人数が多うございます。そういうことで、各法人簡潔にご説明願うとともに、3つのグループでそれぞれまとめて報告願おうと思っております。

まずは、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業

振興機構、農林漁業信用基金の5法人にお願いいたします。その後に意見交換をいたします。

それから、2番目のグループは、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所の5法人でございます。同じく終了後にまた意見交換を行います。

3番目のグループは、森林総合研究所、水産大学校、水産総合研究センターの3法人でございます。終了後に意見交換を行う。

そういう流れで意見交換を3つのグループに分けて行いたいと考えております。

その前に、それぞれの法人に共通する部分について文書課のほうからご説明をお願いいたします。

文書課調査官 それでは、資料がいろいろございまして恐縮ですが、資料3-1をお手元にお願いいたします。各独法に共通の不要資産の見直し、取引関係の見直し、人件費・管理費等について、資料3-1で説明させていただきます。

利益剰余金や保有する施設については、昨年12月に決定されました閣議決定でございますが、「見直しの基本方針」に従いまして、それぞれの独立行政法人が保有する必要があるのかどうか、厳しく検証し、不要と認められるものについては国庫納付を行うことという指示をすることとしてございます。

また、一般管理費でございますが、これまでと同様、毎年度平均で少なくとも前年度比3%以上の削減、業務経費につきましても同じく1%以上の削減、人件費につきましては、給与水準については、国家公務員の給与水準に配慮し、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組み及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的見直しを踏まえて見直すということとしてございます。

また、取引関係につきましては、原則として一般競争入札等へ移行することとし、一者応札・応募となった契約については、実質的な競争が確保されるように、公告方法、入札参加条件等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図ることとしております。

これらにつきましては、昨年末に決定されました閣議決定を踏まえたものでございまして、各府省の独立行政法人に共通する内容であるというふうに聞いてございまして、そうした内容について指示をしたいと考えておるところでございます。

淵野委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。各府省庁の共通の事項だということでございまして。それではよろしいでしょうか。

では、早速各独法に関するご説明をお願いしたいと思います。

消費・安全局総務課長より、農林水産消費安全技術センターの組織・業務の中期目標についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

消費・安全局調査官 消費・安全局総務課で調査官をしています瀬川です。本来総務課長の姫田がご説明をするところですが、ちょっと所用がありまして急遽欠席をさせていただきまして、私のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料3-2ということで、農林水産消費安全技術センター、通称我々FAMICと呼んでいますが、中期目標のポイントを整理させていただきます。本文が11ページで長いものですから、1枚目の横長のものを用いましてポイントを説明させていただいております。

左側に「背景・役割」と書いてありますが、3点あります。FAMICは、農業生産資材の安全の確保、あるいは食品表示の信頼性の確保ということで農林水産行政の一端を担っています。具体的には、農薬取締法なり飼料安全法、肥料取締法、JAS法という、こういう個別の法律がありまして、この個別の法律に基づいて、農林水産大臣の指示に基づいた立入検査等をしていただきます。非常に公権力の行使に直結したような検査をやっていただきます。そういう意味で、これらを担っていく技術、これを次期中期目標の中でも維持・向上させていくというのが1点目のポイントです。

それから2点目のポイントですが、昨年の見直しの基本方針あるいは勧告の方向性に対してきちんと適切に対応していくということで、ここでは3点挙げていますが、技術的な相談業務に特化する。あるいは地方組織、もともとFAMICは肥飼料分野、食品分野、それから農薬分野、この3つの組織が統合されていますので、地方センター、地方組織のさらなる整理統合を図っていく。3点目に、「科学に基づく食品安全行政の推進」というふうに書いています。これは1番のほうともかかわってきますが、農業生産資材の安全の確保も含めまして、食品安全行政、科学に基づくあるいは国際ルールに基づくというのが非常に重要なテーマになっています。

FAMICは、安全性の検証というのを通じてこういう安全行政にかかわっていただきますので、そういう確認分析の類を迅速に、確実に実施していく、そういう体制を整備する、これがポイントとなる3点でございます。

具体的な内容ですが、右側に入っていただきまして、今説明したポイントの1番と2番にかかわってきますが、農業生産資材の安全に関して、やはり技術力、これをきちんと向上させていくということで、人材を育成して適切な配置をしていくということです。

それから次の2の3点でございますが、これはいずれも見直しの基本方針あるいは勧告の方

向性に対する対応ということで、FAMICの相談業務、主には企業からの技術的な相談が多くなっています。消費者からの相談業務も一部ありますが、消費者からの相談業務につきましては、県・市町村の消費生活センターなり、あるいは農水省の中でも農政局が対応している部分がございます。FAMICはできるだけ専門性を生かしたものに特化していくことで、相談業務を縮減していくということが2点目でございます。

それから3番目、これは、九州地域を担当しています福岡センター、それから門司事務所というのがございます。もともと門司事務所は食品関係の表示の関係の部分、それから福岡センターは肥飼料の部分を担当しまして、これをできるだけ効率的な運営体制をしていくことで、移転・統合に向けて検討を進めていくということにしております。

それから4点目に、国民生活センターとの連携ということですが、国民生活センターについては今消費者庁のほうでタスクフォースがつくられまして、あり方について議論されています。FAMICと国民生活センターの基本的な考え方は、FAMICはほかの分析機関でできないような、こういう技術力を生かしていくといったようなことを基本として、両者間で協定を結び、適切に連携を図っていくというのが4点目でございます。

それから、「サービス・業務の質の向上に関する事項」でございますが、これも「背景・役割」の1番と最後の3番、これらの両方にかかるわけでございますが、特に分析につきましては国際的にもその精度管理がきっちりなされているか、妥当性が確認された分析方法がつくられているかというのが非常に大きなポイントとなっています。こういう流れに従いまして、FAMICでも、分析機関に求められるような国際標準、具体的に言いますとISOの17025、これをきっちり取っていって、信頼性のある分析の品質保証体制を確立していくのを目標に掲げております。

そのほか、緊急に対応すべき課題が出た場合、こういうのはやはりFAMICとしてはいろんな技術的な知見、ノウハウを蓄積して、即時対応できるような体制を整える。大きくこの6点が今回のFAMICの中期目標のポイントです。

以上です。

淵野委員長 ありがとうございました。

それでは続きまして、生産局知的財産課長より、種苗管理センターの中期目標案についてご説明をお願いいたします。

生産局知的財産課長 ただいまご紹介いただきました生産局知的財産課長の遠藤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の3-3をごらんください。「独立行政法人種苗管理センター第3期中期目標のポイント」でございます。時間がございませんので、1枚の表紙、概要でご説明させていただきたいと思います。

まず「背景・役割」でございますが、この種苗管理センターは、我が国の種苗に関する総合的な業務を行う唯一の機関という性格がございます。その業務といたしましては、農林水産植物の品種登録、これは種子や苗の品種を登録して、その権利を守るという仕組みでございますが、その栽培試験、それから農作物の種子、苗の検査、それからばれいしょ、さとうきび、これは非常に増殖が難しく、病害虫にも弱いものですから、その増殖に必要な原原種の生産・配布ということを業務としております。

これを取り巻く状況でございますが、ご案内のとおり、農産物国際競争力の向上のためには、優良な品種の農産物をつくる必要がございます。それから、逆に国内で開発された優良な品種が不法に海外に持ち出されまして、我が国に逆輸入されるという状況が発生しております、これを防ぐ必要があります。

それから、今、種苗流通の国際化の中で種子伝染病がかなり拡大しておりますので、その対策が必要となっており、さらに、6次産業化を進める中でも、やはり新しい品種を使った地域の特産物をつくるということが重要になっております。

さらに、昨年10月に名古屋で開催されましたCOP10におきまして、名古屋議定書、これは遺伝資源の利用によりまして生ずる利益を先進国と途上国で公正かつ公平に分けるという枠組みでございますけれども、それが採択されまして、今後その具体化、運用について世界的に注目されているという状況がございます。

これをどのように種苗管理センターで今後中期目標として受けていくかということでございますが、大きく2つ、「業務運営の効率化に関する事項」と、それから「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」2つに分けてご説明したいと思います。

まず、センター自体の効率化に関する事項でございますが、栽培試験等の方法、それから評価手法についての国際的な調和、ハーモナイゼーションを図りまして、我が国が海外に対して出願した場合、海外から我が国に対して出願した場合の相互使用による効率化を図ることが必要です。それから、品種保護Gメンについてでありますが、権利侵害に対する機動的な対応をする種苗管理センターの職員を品種保護Gメンと言っておりますが、その海外派遣について効果的な手法について重点化することとしています。さらに、実験室における品質検査を、つくばのセンター本所に集約化しまして、北海道中央農場、西日本農場については配置の適正化を

行うこととしています。さらに、種苗検査の際の検査料については、現在、管理費等を含めておりませんので、検査コストに見合った料金を徴収するように見直すこととしています。また、先ほどのばれいしょ原原種の配布につきましては、やはり適正にコストを勘案し、かつ実際にこのばれいしょ原原種を利用している現場の農家の方に、経営に影響を与えないように配慮しながら価格を改定し、自己収入の拡大を図るということを考えております。

さらに、「サービス・質の向上に関する事項」といたしましては、品種保護の強化を図るために、品種の保存体制、保存品種の点数を増加させるとか、それから先ほど申しました海外で不正に栽培された農産物が我が国に逆輸入されることを防ぐための水際対策を強化するために、税関との協力体制を構築するとか、その分析のためのDNA分析による品種類似性試験の対象作物を拡大することとしています。また、海外の種子の検査のための依頼検査の検査項目の拡大や、6次産業化を進めようとしている地域に対しまして、加工適性のある品種の情報提供など、さらに、先ほどのCOP10、名古屋議定書の円滑な推進に向けまして、センターの持つ遺伝資源の保存・増殖技術の活用を図ることとしまして、この名古屋議定書自体、具体化はこれから進めることになっているのですけれども、それに貢献するために関連会議等に職員を派遣するというようなことを考えております。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございます。

それでは次に、生産局畜産振興課長より、家畜改良センターの中期目標案についてご説明をお願いいたします。

生産局畜産振興課長 畜産振興課長の大野でございます。お手元の資料3-4に基づきまして、「家畜改良センターの第3期中期目標のポイント」についてご説明させていただきます。

まず左のほうでございますが、家畜改良センターの役割でございますけれども、家畜の改良増殖ですか、飼養管理技術の改善、それから飼料作物種苗の生産・配布、それから「牛個体識別台帳」と書いておりますが、牛のトレーサビリティ、こういった業務を総合的に行う独立行政法人でございます。

第3期の中期目標を定めるに当たっての取り巻く状況でございますけれども、まず1つは、G20がございましたけれども、飼料用穀物価格が高騰しているということ、また昨年の7月に今後10年を見据えた酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針ですとか、家畜の改良増殖目標、こういった中で、乳牛であればこれまで乳量が多ければ、肉用牛であればサシが入ればというふうな改良を進めてまいりましたが、もっと生産性に着目した飼料の重要性、こ

ういったことに着目した改良方向が出されましたことと、また馬・めん山羊等、こういった特用家畜についても振興を図ることというような目標が出されていること、また年末の勧告の方向性、見直しの基本方針、さらに昨年4月に事業仕分けを受けておりまして、ここでのご指摘、それから家畜伝染性疾患でございますが、昨年の口蹄疫の際に、家畜改良センターから、殺処分など作業のため延べ4,000人の支援を出させていただいておりますし、また新燃岳では、避難した家畜の管理や飼料の供給、こういった支援もやらせていただいているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、まず1つ目「効率化に関する事項」でございますけれども、家畜の改良増殖業務につきましては、事業仕分けの結果を踏まえまして、民間では取り組みがたい遺伝的に多様な育種資源を家畜改良センターは有しておりますので、これを活用した改良へ重点化していく。また、飼料作物用種苗につきましては、高品質は種子の生産性の向上を図っていく。また、調査研究業務におきましては、他の試験研究機関でやっているような基礎的なところは手を出さない。業務に直結する課題に重点化していくこと。それから、種畜・飼料作物種苗、成果物の配布方法でございますが、これは大幅に見直しさせていただく。また、事業仕分けの結果で、種畜検査については、これは毎年、種牛、種馬など、そういうのは年に1回は定期検査を受けているのですけれども、この種畜検査は国から都道府県へ移管すること、こういうふうな仕分け結果をいただいているので、国から都道府県に移管する際の技術的な協力、こういうことを中期目標に盛り込ませていただいております。

それから、「サービス・業務の質の向上に関する事項」ですけれども、改良につきましては、遺伝子解析技術、こういったものを活用して、遺伝的能力評価の精度を向上した上で、いい種畜をつくっていくということを盛り込んでおりますし、また、これまでの飼料作物種苗に加えまして飼料用稻の種子も含め、我が国の気候風土に適応した飼料作物種苗の生産・供給を図っていくとともに、飼料作物種苗の検査の的確な実施、こういうことを盛り込ませていただいております。また、研修業務につきましても、これはニーズの低いものは廃止する、そしてニーズの高いものは盛り込むというような目標とさせていただいております。それから、牛のトレーサビリティについて、さらに利便性向上を図っていくとともに、現在トレーサビリティ制度がない豚、鶏についても、技術的な検討を行うということを中期目標に盛り込ませていただいておりますし、また、家畜伝染性疾患とか大きな自然災害が発生したときの支援業務のために常時40名の職員の緊急派遣体制というものを整備することを明確に位置づける、こういうふうなところがポイントとなっております。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございました。

それでは次に、生産局総務課長より農畜産業振興機構の中期目標案についてご説明をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の水田でございます。ご説明させていただきます。

資料3-5をお開きいただきたいと思います。「独立行政法人農畜産業振興機構第2期中期目標（変更）のポイント」ということでございます。

独立行政法人農畜産業振興機構の第2期中期目標の期間が平成20年度から24年度までございまして、今回見直しの時期ではございませんが、昨年春の事業仕分け第2弾、いわゆる法人仕分けを受けまして、12月に独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針が閣議決定されたということを踏まえまして、中期目標の途中で一部変更を行うというものでございます。

資料の左側に「背景」といたしまして、見直し基本方針における主な指摘を書いてございますし、右側に中期目標の主な事項を書かせていただいているところでございます。

この独立行政法人農畜産業振興機構でございますが、品目といたしましては畜産関係、それから野菜関係、砂糖・でん粉関係、この3つの主な業務を行っているところでございます。

具体的には、畜産関係ですと、牛とか豚の価格が下がった場合に、積立てを行っておいて、その中から交付金を生産者に交付することによりまして、農家の経営安定を図るといったような業務。また野菜関係についても同様のそいうった業務を行っておりますし、また需給の調整を図るための業務ですとか、あるいは畜産関係ですと口蹄疫の影響で出荷ができなくなって牛や豚が大きくなってしまって、結局品質的に下がってしまうといった場合に支援をするといったような緊急対策といったものも行っているところでございます。

具体的に今回の見直しの内容でございます。右側の「効率化に関する事項／サービス・業務の質の向上に関する事項」のところに書かせていただいておりますが、まず といたしましては、先ほど申し上げました独法の見直し方針を反映するというものでございます。

この中で、畜産関係ですと、特に機構の保有しておりますプール資金の機能が必要な対策、緊急性のある、例えば経営安定対策ですとか緊急対策ですとか、そいうったものに業務を重点化していくということが求められておりまして、その他の対策、補完的な対策につきましては事業を縮減するということを記述しております。また、機構の持っております保有資金、あるいは機構から公益法人に造成しております基金につきましては、真に必要な限度まで縮減するということでございます。

それから、野菜関係の業務でございますけれども、これは野菜の契約取引、生産者の方が加工業者とか外食事業者とか、こういった実需者と契約をして取引をするというものでございますし、こういった取引の場合の支援を行っているわけでございますが、幾つかの産地が連携をいたしましてリレー出荷をすることによりまして1年を通じて供給するということができるわけでございまして、こういった場合への支援ですとか、あるいは価格・数量等が変動した場合に生産者の経営安定を図るためのモデル事業といったものを実施するということにしております。また、こういったモデル事業の実施状況を踏まえまして、このモデル対策を制度化していくという場合には、現行の契約野菜の事業の実施を取りやめるといったことを記述しております。

それから砂糖関係でございますけれども、砂糖につきましては、輸入するお砂糖から調整金をいただきまして、国内の生産者への支援にあてているということがございます。砂糖の関係につきましては沖縄とか北海道とか、そういったところでつくられてあるわけでございますが、ほかの作物にかえがたい、非常に代替性のない作物でもございます。こういった業務を行っているところでございますけれども、砂糖の消費量が減少する、あるいはサトウキビが豊作であるといったような影響によりまして輸入量が減るなどいたしまして、輸入するお砂糖から取つております調整金収入が減少する一方で、生産者への交付金の支出というものが増大いたしまして、砂糖勘定の収支が不均衡となり、赤字になっているところでございます。

このため、昨年の秋以降、国が中心となりまして、調整金の負担水準を定める指定糖調整率を引き上げるとか、あるいは交付金単価の適正な算定を行う、こういった取組みを行うことによりまして砂糖勘定の収支改善を図っているところでございまして、機構に対しましては、こういった取組みを踏まえまして、調整金の徴収あるいは交付金の交付の業務を適切に実施するよう中期目標に記述をしたところでございます。

それから情報収集提供関係の業務でございます。これにつきましては、事業仕分けを受けまして、海外情報の収集を行っております海外事務所、5つございますが、それをすべて今年度中に廃止をすることといたしておるところでございます。今後は職員の出張などによりまして情報収集に対応していくということになっておりますが、これに伴いまして、事業に係る総コストが増加することのないよう、事業規模を縮減するということをこの中期目標に記述をしているところでございます。

それから、最後の のところでございます。業務に関する記述の内容につきまして、従来品目別に記述しておりますけれども、事業仕分けにおきましても、国と機構との役割分担とい

たしまして、機構の業務について、経営安定対策ですか、あるいはそれを補完をする需給調整対策、緊急対策、こういったものに限定をしてとの方向性を示したところでございまして、これを踏まえまして、業務の記述を対策別に変更することとしたものでございます。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございました。

それでは続きまして、経営局金融調整課長より、農林漁業信用基金の中期目標案についてご説明をお願いいたします。

経営局金融調整課長 経営局金融調整課長の村井でございます。よろしくお願い申し上げます。私のほうからは資料の3-6を使いまして、農林漁業信用基金の関係をご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の農林漁業信用基金の中期目標の変更でございますけれども、文書課のほうから説明がありました事業仕分け等を踏まえた昨年12月7日の閣議決定、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、これへの対応のための変更ということでございます。

具体的な信用基金の関係につきましては、3-6の1枚目の左の箱のところにございますが、3点指摘がございました。

1点目、農業・漁業の低利預託原資貸付業務を廃止、この低利預託原資貸付業務というものは、農林漁業の経営者に対して短期の運転資金を貸し付けるための原資を低利預託という形で供給するというものでございましたけれども、農業・漁業については、これらの業務を廃止をし、この業務に係ります政府出資金全額を国庫納付をしなさいということ。林業の低利預託原資貸付業務につきましては、この業務そのものを再設計をして、活用見込みのない政府出資金を国庫に納付しなさいということ。それから、農業災害補償関係業務につきましては、この業務の資金規模を縮減して、不要な部分、政府出資金等を国庫に納付をしなさいという、この3点の指摘事項がございました。

今回の中期目標の変更は、これら3点の事項につきましてその対応をしていくということでございます。

具体的には右の箱になります。まず、農業・漁業の低利預託原資貸付業務の廃止の関係、この業務を廃止をするとともに、この業務に係ります政府出資金の全額、具体的に申しますと、農業については125億円、漁業については60億円ということになりますけれども、これを平成23年度中に国庫に納付をすること。林業の低利預託原資貸付業務につきましては、業務を再設計するとともに、政府出資金、もともとこの業務に係る政府出資金は171億円といふこ

とになっておりますけれども、このうち活用見込みのない73億円を平成23年度中に国庫に納付をするということ。それから農業災害補償関係業務の資金規模につきましては、これを縮減して、利益剰余金の19億7,600万円、それから当該業務に係る政府出資金のうち20億円を平成23年度中に国庫に納付するということ。こういった中身を今回の中期目標の変更で盛り込んでいきたいということでございます。

それから、右の箱の でございます。この の項目につきましては、昨年12月の閣議決定の内容とは直接関係をしておりませんが、これまで信用基金の中期目標の中で、国の農業共済再保険特別会計なり漁船再保険、漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務、それから漁業災害補償関係業務に係る両部門を統合するというような方向性が盛り込まれてありました。今回この につきましては、従前この中期目標の中に盛り込まれておりましたこの点につきまして、今回の目標期間中に実施をするということで、今回のこの中期目標の変更のタイミングを捉えまして、その点を明確にし、災害補償関係業務の効率化を図っていくということでこの中期目標の中に記載をしてまいりたいということでございます。

具体的な変更の内容につきましては、2枚目、3枚目に新旧対照表の形で添付をさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

淵野委員長 ありがとうございました。

第1グループの5法人についての説明がございました。最初の3法人については第3期の中期目標案の説明でございます。後半の2法人につきましては第2期中期目標の変更案についてのご説明でございます。

それでは、5法人につきましてご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

辻委員 全体にかかわることなんですけれども、昨年度6次産業化の法律ができております。今後中期計画におきましても、そういった6次産業化についてのかかわりが出てくる。既に各独法の中期目標の中に6次産業化のサービス・業務の質の向上に関する事項で記載されているものもございます。それから、公務検査と直結しているものでは当然そういうものはありませんけれども、全体としてこの事項の中に6次産業化の促進にかかわるものが記載されるように希望いたします。

淵野委員長 ありがとうございました。

各法人の検討のときにぜひ辻委員の意見を考慮してご議論いただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。ほかにございませんですか。じゃありがとうございました。

それでは次に、技術会議事務局研究調整官より、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター及び土木研究所の組織業務の中期目標案について説明をお願いいたします。

技術会議事務局研究調整官　技術会議事務局研究調整官の樺村でございます。

まず資料の3-7をごらんください。農業・食品産業技術総合研究機構でございます。私も通称農研機構と呼んでおりますけれども、まずこの法人からご説明いたします。

農研機構は、左の「背景・役割」の箱のところに書いてありますように、農業・農村や食品産業の振興を目的とした実用技術、現場で使えるような技術の開発と応用研究をやっているところでございます。それ以外に、生物系特定産業技術、聞き慣れないかもしれませんけれども、生物の機能を維持・増進いたしまして農林漁業において利用するための技術でございます。こういった技術に関する基礎的研究や民間研究、これを委託業務としてやっております。それから農業機械化の促進に向けて、農業機械の研究開発や鑑定等の業務、それから農業経営に関する学理及び技術の教授、いわゆる農業者大学校でございますけれども、こういった機能を担う機関でございます。

右側のほうの、今回の中期目標のポイントでございます。まず、この農研機構、それからこの後続けてご説明いたします農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、それから国際農林水産業研究センター、これらの4つの農業関係の研究開発独法につきましては、勧告の方向性などで相互の連携を強化することで研究開発の相乗効果の発現を促すこと、それから管理部門の効率化を図ることが指摘されました。

これを受けて、4独法すべて同じでございますが、今回の中期目標では、一番上に書いてありますように、4つの独法の研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進できるよう、組織の在り方を見直すこと、それから4独法で共通する業務を一体的に実施することなどによりまして研究支援部門の合理化を図ることを中期目標で記載しております。

それから2番目でございます。基礎的研究業務、これは先ほど申しました生物系特定産業技術、これに関する基礎的研究を大学等を対象とした公募により委託実施しております業務でございますけれども、これがこれまでお金を自己受けといいまして、農研機構自体が受けことが可能となっていました。これについて透明性や公平性を確保する観点から問題ではないかという指摘がございました。これを受けて、平成23年度の新規採択課題からは、本法人、農研機構自身への資金配分は行わないことといったしました。

3つ目が、民間研究促進業務、これは財投からの出資金を原資として実施しております生物

系特定産業技術に関する民間研究でございますけれども、多額の繰越欠損金が生じていること、それから研究成果、これは民間ですので製品として出てくるわけですが、これらの売上げ納付が低調であることを踏まえまして、新規案件の募集・採択は中止することとしまして、今後は既存案件について売上げ納付を促進させることとしております。

それから4点目が、農業経営に関する教授業務である農業者大学校でございます。これにつきましては、仕分け等の指摘を受けまして、在校生が卒業する23年度末をもって終了することとしております。

なお、この基礎的研究業務、民間研究促進業務、それから農業者大学校に関する措置につきましては、中期目標の本文、この後ろについていますけれども、こちらのほうでは中期目標の構成上、第3の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に記載しておりますので、ご注意ください。

もう一方、「サービス・業務の質の向上に関する事項」は研究業務が主体でございますが、これにつきましては、食料・農業・農村に関する農政上の技術的課題に対応するため、1つは行政部局の連携を強化するとともに、昨年の3月に策定いたしました「農林水産研究基本計画」に即しまして、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要を創出するための研究、地域資源を活用するための研究、具体的な例を申しますと、例えば水田輪作の生産コストを現在から5割削減可能な技術体系、あるいは有機農産物の生産コスト、現行では慣行農産物の倍ぐらいになりますが、これを2~3割高に抑える技術、それから口蹄疫等の迅速・簡易診断技術、地球温暖化の進行に適応するための栽培技術、あるいはバイオエタノールの低コスト製造技術などの開発を重点的に実施することとしております。

次が資料の3-8でございます。農業生物資源研究所でございます。

この法人は、農政上の技術的課題に対応するため、農業生物遺伝資源、主にジーンバンクでございますけれども、これらの体系的整備を進めるほか、農業生物の利用に関する基礎的研究を担う機関でございます。先ほどの農研機構が実用技術の開発を目指す応用研究を行うのに対して、ここは基礎的な研究を行う機関でございます。

右側のほうでございますが、「効率化に関する事項」につきましては、今ご説明申し上げました農研機構と同様、4法人の連携強化に向けた組織の在り方、業務実施方法の見直しを行うこととしております。また、2点目として不要な施設・設備を処分することとしております。特にでございますけれども、この法人は茨城県の常陸大宮に放射線育種場という放射線を利用して品種改良を行う施設をもっておりますが、そこに寄宿舎がございまして、これが利用率の

改善が見込めないということから、次期中期目標の期間中に廃止することを特記しております。

「サービス・業務の質の向上に関する事項」は農研機構と同様に研究業務でございますけれども、「農林水産研究基本計画」に即しまして、画期的な農作物等の開発を支える研究基盤の整備、農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための研究、新たな生物産業の創出に向けた生物機能利用技術の開発、具体的に申しますと、ジーンバンクの充実、あるいは収量性などの複雑形質、1つの遺伝子では決まらないような複数の遺伝子が複雑に影響しているような、そういった形質でございますけれども、そういった形質を改良するための高度な育種技術の開発、あるいは植物病害の画期的な防除法の開発に向けた病原微生物の感染応答機構の解明、あるいは、これは新産業の創出に向けたものでありますけれども、昆虫等を用いました医薬品等の有用物質生産技術の開発などを重点的に実施することとしております。

続きまして資料の3-9をお願いいたします。農業環境技術研究所でございます。

この法人は、先ほどの農業生物資源研究所と同じように基礎的な研究を担っておりますが、こちらのほうは農業環境の保全・改善に関する研究を行っておるところでございます。

右側のほうでございますが、「効率化に関する事項」につきましては、前の2法人と同じように、組織の在り方、業務実施方法の見直しを記載しております。それから、特許等を取っているのですけれども、その維持経費が収入に比べてかなりかかっているということがございます。こういったところを見直していくことによって自己収入の確保に努めることも今回書いております。

「サービス・業務の質の向上に関する事項」は研究でございますが、同じように「農林水産研究基本計画」に即しまして、地球規模の環境変動に対応した研究、生物多様性の変動機構等の解明、それから農業生態系における有害化学物質のリスク低減に関する研究、具体的に申しますと、この法人以外でも開発しています温暖化の緩和策、いかに地球温暖化を抑えていくかというような技術ですが、それがどれほどの効果があるのかということを定量的に評価していく、そういった研究、それからカドミウム、これが土壤にあると農作物を汚染するリスクがあるわけですが、そういったリスクを低減していく技術の開発などを重点的に実施することとしております。

それから、この農業環境技術研究所につきましては、研究部分について評価委員会の技術分科会のほうでご指摘がありまして、表現の適正化を行っております。

次は資料の3-10をお願いいたします。国際農林水産業研究センター、通常私どもJIRCASと略称しております。

このＪＩＲＣＡＳは、ほかの3法人が国内農業主体に研究を行っておりますのに対しまして、食料問題の解決に向けて開発途上地域における農林水産業に関する研究開発を担っている機関でございます。

右側の中期目標のポイントでございますが、「効率化に関する事項」につきましては、前の農業環境技術研究所と同様、組織の在り方、業務実施方法の見直し、それから自己収入の確保などを記載しております。

「サービス・業務の質の向上に関する事項」の研究でございますけれども、こちらのほうは、開発途上地域における農業資源の管理技術の開発、それからこういった開発途上地域というのは大概熱帯とか乾燥地域といった不安定な環境下にございます。そういう環境下でも安定して生産を行うための技術の開発、それから農林漁業者の所得向上に資するような研究を、これらは国際的な研究でございますので、現地、相手先の国の研究機関あるいは国際機関といったところとの国際共同研究によって重点的に実施することとしております。

それから、最後になりますけれども資料の3-11をお願いいたします。土木研究所でございます。

土木研究所は色々な業務をやっておりますけれども、そのうち、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る研究開発、この部分が農林水産省との共管になっております。

右のほうにはその共管部分についての今回の次期中期目標でのポイントを書かせていただいております。

次期中期目標では、国が実施する関連行政施策の立案等に反映させるため、食料・農業・農村基本計画等を踏まえまして、積雪寒冷といった条件に適応した社会資本や食料基盤の整備に必要な研究開発を重点的に実施することとしております。

以上でございます。

淵野委員長 ありがとうございました。

5法人について、取りまとめて簡潔にご報告いただきました。

それでは各法人の中期目標案について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に、林野庁研究・保全課長より、森林総合研究所の組織・業務の中期目標案についてご説明をお願いいたします。

林野庁研究・保全課長 林野庁の研究・保全課長の出江でございます。森林総合研究所の第3期中期目標のポイントについてご説明申し上げます。

森林総合研究所につきましては、森林・林業に関する総合的な試験研究を行う機関でございます。また、旧独立行政法人緑資源機構から経過措置としまして継承しました水源林造成事業等もあわせて実施しているところでございます。

第3期に向けての林政上の大きな動きとしましてまず2点ほど、森林・林業再生プランの策定、その実現化に向けた動きが今動いていること、また、公共建物等における木材利用の促進に関する法律等ができまして、そのような大きな動きが今出ておることが1つ林政上の優先事項としての背景がございます。

また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、勧告の方向性等を踏まえまして対応していくという必要性が出ております。これを受けまして、大きく「効率化に関する事項」と「サービス・業務の質の向上に関する事項」、2つについてご説明申し上げます。

「効率化に関する事項」につきましては、2点大きくございます。水源林造成事業等を担う森林農地整備センターについて、その効率化に関する取組をいたします。

主なものといたしましては、本部及び関東整備局について、本所への統合を含め、移転・共用化を検討・実施することとし、本所増築と賃貸ビル移転のコスト等を比較していくということでございます。

また、特定中山間保全整備事業等の現場組織については、事業完了時に廃止をしていくというようなことを挙げさせていただいております。

注のところに1点書かせていただいておりますのは、勧告の方向性等につきまして、水源林造成事業の将来の実施主体についての言及がございますけれども、これにつきましては、当省において検討することといたしまして、法人への指示たる中期目標には記載はしておりません。

もう1点、自己収入の拡大に関する取組みということで、これにつきましても受益者負担等の適正化を強化していくということを挙げさせていただいているところでございます。

「サービス・業務の質の向上に関する事項」については3点ございます。

まず、研究部門につきましては、先ほど挙げさせていただきました林政政策上の優先事項をしっかりと踏まえまして、重点的に研究開発を実施するということにしております。

前期におきましては12の項目を立ておりましたが、6の項目に絞らせていただいております。ここでは代表的なものを4つ挙げてございます。

1点目の森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発、これは林業再生プラン等に対応したような中身のテーマにしております。また、例えば2点目につきましては、林業の再生に適応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発ということで、

当然再生プランにも関係しますけれども、公共建築物等の木材利用の促進に関する法律等をしっかりと意識しているところでございます。このように重点化を図らせていただくという中身になっております。

続きまして、森林農地整備センター関係で2点でございます。水源林造成事業については、例えば広葉樹等の現地植生を生かした針広混交林造成等、前期に見直した契約・施業内容を継続し、公益的機能を高度に発揮するように取り組んでまいります。

また、特定中山間保全整備事業等につきましては、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に現在実施中の区域の事業完了をもって廃止という形で掲げているところでございます。

以上でございます。

淵野委員長 どうもありがとうございました。

それでは、水産庁の研究指導課長より、水産大学校、水産総合研究センターの組織・業務の中期目標案についてご説明をお願いいたします。

水産庁研究指導課長 水産庁研究指導課長の武井でございます。水産関係の2独法につきましてご説明させていただきます。

まず資料の3-13が水産大学校中期目標でございます。左側の「背景・役割」のところに書いてございますが、まず水産大学校の役割でございます。水産業は、直接の漁業生産だけではなくて、そのでき上がった水産物を加工あるいは流通する、それから漁業生産を支えるための漁網等の資機材供給等々、非常に多様な産業が有機的に連携して産業が支えられているという特徴を持っておるわけでございます。

そして、水産大学校の役割といたしましては、そのような多様な産業が支えている水産業に、創造性豊かで現場での問題解決能力を備えている、まさに水産業の現場で役立つ担い手を水産業に送っていくということを役割としている機関でございます。

それで「背景」のところに書いてございますが、水産大学校は昨年の事業仕分け等々で事業仕分けの対象になりました。それを踏まえて事務・事業の勧告の方向性あるいは閣議決定なされました独法の事務・事業の見直し基本方針の中で具体的なご指摘がございます。主なものがここに書いてございます3点でございまして、1つは専攻科の定員配分、専攻科というのは水産系の海技士、いわゆる船の幹部職員でございます、を養成する課程でございますが、これの定員配分を見直して、海技士養成を重点化しなさいというのが1点目。

2点目が、国立大学法人、海関係の教育を行っている国立大学法人と連携を強化して教育の効果を向上させなさいというのが2点目。

それから 3 点目でございますが、田名臨海実験実習場の廃止ということでございまして、水産大学校は本部が下関にございまして、そのほかに海水関係の実習を行う田名の臨海実習場、それから真水、鯉の養殖等、真水です。淡水の実習を行う小野実習場という、計 2 力所の実習場を持ってございます。このうち、海水関係の実習については、本部がある下関で何とかできるのではないかということから、この海に面している実習場については廃止しろということです。

片方で、水産業をめぐる現在の状況でございますが、日本周辺、豊かな海に恵まれていて、その水産業に対して着実に継続的に担い手を送り出していくということは絶対に重要であるというふうに考えてございます。

このようなことを踏まえまして、右側で次期の中期目標の案をつくってございます。

まず 1 点目、効率化についてでございます。独立行政法人の効率化は絶えず求められていることでございます。特に水産大学校におきましては、実習を一元的に管理するとか、統一的に実習を行うマニュアルをつくるとか、そういう形できちっと業務を効率化していきたいということでございます。

それから 2 点目の田名の臨海実習場の廃止につきましても、こういう形で今中期目標期間中ということでございますが、今後 5 年間の中で廃止して、従来田名臨海実習場で行ってきた実習場につきましては、下関にございます本学の方で行うという形で支障のないようにしていきたいと思ってございます。

それからもう 1 点目の「サービス・業務の質の向上に関する事項」ということでございますが、その中では、まず 1 点目、水産業及びその関連分野に卒業生の 75% 以上を送るということです。今非常に景気が低迷している中で、なかなか高い目標ではございますが、これをまずやっていきたいということでございます。

それから、先ほど申しました海技士関係につきましては、専攻科のすべての学生が三級海技士に合格するようにという、これは、水産大学校を出て取れる最上位の資格が三級海技士ということでございまして、これをすべての学生が取れるようにするということを目指すという形にさせていただいてございます。

それから 3 点目、これが、先ほどもございましたが、専攻科の話でございまして、水産関係の専攻科、海技士というのが、航海士と機関士という 2 つのカテゴリーに分かれてございます。近年特に機関士のニーズが非常に強いということでございまして、先ほどの独法見直し基本方針も踏まえて、こういったニーズに応じて、その航海士と機関士の間の定員配分を柔軟に見直

していく、そういう形で重点化を図っていくということを考えてございます。その他国立大学法人との連携強化等々をうたっているということでございます。

以上が水産大学校でございます。

続きまして資料3-14に水産総合研究センターが書いてございます。

水産総合研究センターは、左側に役割が書いてございますが、水産関係の試験研究、それから技術開発につきまして、基礎から応用実証まで総合的に行う唯一の水産関係の総合研究機関ということでございます。そういう中で、これまで水産に関する調査・研究を行ってきたということでございます。

背景のところで、これまでの総務省による勧告の方向性等々を書いてございます。主だった話としては2点ございます。1つが漁獲収入低減リスク分散のための政府出資金ということで、これは水研センターが行う調査の中で、特に省エネ漁法の開発等を行っているものにつきましては、漁獲物が発生いたしますので、その売り払い収入を調査の中に組み込んで調査をやるという形で調査を行っております。そして、そのためにどうしても漁獲収入が減少するということが起こり得ますので、そのリスクを分散するために政府から21億円の出資金が出されておりました。これにつきまして、本当に必要最低限のものに見直しを行うということで、11億円は国庫納付しろということでございます。

それから2点目、水産総合研究センターは基礎から応用実証までやるということで、各基礎的な研究を行う研究所のほかに、種苗の大量生産の技術開発を行う栽培漁業センター、あるいは個体群維持のためのさけ・ますの放流調査研究を行うさけます事業所というものが別組織でございました。これにつきまして組織を一元化しろという形で効率化を図れということでございます。

それで、水産業をめぐる状況につきましては、特に近年、やはり我が国周辺あるいはマグロ等の国際的な資源をきちんと管理していくということが重要になっているということ。それから特に沿岸について生産性が落ちているということで、総合的に沿岸漁業の、特に沿岸の資源を回復するということが重要であるということ。それから3点目には、ウナギ等ございまして、資源に悪影響を与えない養殖技術の開発というのが求められているということ。それから4点目は、水産物の安全性の確保あるいは消費者の信頼性確保に資するような技術が必要だというようなことが水産業をめぐる背景としてございます。

それで、このようなことを踏まえまして、右側に中期目標をつくってございます。それで、効率化に関することは、先ほど申しました政府出資金のうち、真に必要なものを除いて国庫に

納付するというのが1点目。2点目は、先ほど申しましたとおり、栽培センター、さけますセンター、それから各研究所、それぞれ今まで別の組織でございましたが、これを1つの組織として一元化して、基礎から応用までの研究をより一体的にかつ効率的に行っていこうということでございます。

それから、サービス・業務の質の向上についてでございますが、先ほど申し上げた水産業をめぐるいろいろな状況、資源管理の必要性等々を踏まえて、このア、イ、ウ、エ、オ、5つの項目に重点化した研究を行いたいということでございまして、1点目が、我が国周辺及び国際資源の管理のための調査研究でございます。それから2点目は、沿岸漁業を総合的に振興するために、資源を積極的に造成する。例えば種苗放流等で積極的にふやしていく。さらにそれを合理的に利用していく。それからその基本となる漁場環境を保全する。こういうような沿岸漁業振興のための技術開発を総合的に行っていきたいということ。というのが2点目。3点目が、持続的養殖業の発展のための養殖関係の技術開発を行っていくということ。4点目が、水産物の安全・消費者の信頼性確保のために、水産物それから加工水産物の信頼性確保等々のための研究を行っていくということ。最後のオでございますが、こういう4つの調査研究を行っていく上で、基本的なモニタリングであるとか基礎的な調査研究、これも基盤となって重要でございますので、これもあわせて行っていく。こういう5つの分野に重点化して調査研究を行っていくということでございます。

以上で水産関係の2法人でございました。

淵野委員長 ありがとうございました。

それでは、森林総合研究所、水産大学校、水産総合研究センター、3法人の中期目標案について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

前嶋委員 本日の新聞を見ていますと、外国人が森林を買うという行為が広がっているという記事が載っております。森林につきましては、木材の生産機能、地球温暖化防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性、さまざまな価値、機能があるわけですけれども、採算性だけでは合わないはずなのにそういうことが起きているということについて、私自身、または世間情勢ではわからない価値が森林にはあるのかもしれないと思っているわけです。ここ10年ぐらいの間にそうだったのか、というようなことが判るのかもしれません。

水田については食糧確保とか、水の権利を確保されてしまうことが懸念されるということが分かるのですが、中期目標とは直接関係ないかもしれません、せひともそういう観点での森林の真の価値というか、将来性の価値みたいなものについて、農水省さんか森林総合研究所に

ご検討いただけたらと思います。

淵野委員長 ご意見でございますが、何か林野庁なりのご発言ございますか。

林野庁整備課長 林野庁の整備課長でございます。

今のはご意見ということで承らせていただきますが、現状報告をご参考までにさせていただきたいと思っております。

今、委員ご指摘がございましたように、規模としては全国で私どもが都道府県を通じて把握しております海外に居住地がある法人ですとか、外国の方による森林の取得事例というものを30件程度、574ヘクタールというものを把握をしてございます。これは日本全体の民有林の面積からいいますと、0.003%という規模でございます。

それで、取得の目的につきましては、都道府県からの報告によりますと、ほとんどが資産保有といった目的となっている状況でございます。ただ、面積の多寡云々でなくて、今おっしゃったように、あちこちでちょっとそういう噂、情報がございまして、調べていきますと、同じ情報が繰り返し出しているようなところもございますが、県によっていろいろそういう動きがあるということは事実のようでございますので、今後とも森林買収の動向を把握することが重要と認識しておりますので、引き続き調査を継続をして、定期的にその状況を把握しておきたいということで今取り組んでいるところでございます。

なお、外国の方が持つておられるから森林の管理がどうこうというよりも、森林の管理をどのように適正に行っていくかということが大切だということ、それから今おっしゃったように、森林は適切に整備されてこいろんな機能が発揮されるというふうに考えておりまして、まさに管理をきちんとする、整備をきちんとするという観点から、今、森林法の改正も準備をしてございます。その中で一応そういう権利関係の確認といいますか、規制という点につきましても改正をする方向で検討を進めているところでございます。

ご参考まで、ご説明させていただきました。

淵野委員長 貴重なご意見ですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

夏目委員 すみません、私も素人の感想ですけれども、この水産資源というのは日本だけで決められる話ではなくて、海の中の資源ですから外国との関係が非常に大きいというふうに思うのです。詳細はこちらの5ページから6ページについて研究開発以下詳細に書いてございますけれども、水産総合研究センターとして、外国との連携とか、そういった研究開発について具体的にどういう方向性にあるのか、もう少しわかりやすくご説明いただけするとありがたいか

なというふうに思います。

例えば、一生懸命マグロを日本が資源を確保しようと思っていても、お隣の国はそれに協力しないというふうなことが現実的にある中で、どういうふうに生物の資源を確保するための研究がなされているのかということについてお話をいただきたいと思います。

水産庁研究指導課長 水産庁でございます。非常に重要な論点だと思います。

それで、実は国連海洋法条約で、水産資源の管理について、だれが責任を持ってやるかということが具体的に定められております。まずイワシとかアジ、サバのように日本周辺の200海里の中でほぼ分布するような資源、これにつきましては日本が、つまりその「沿岸国が」と国連海洋法条約に書いてございますが、各国が責任を持って資源を管理しなさいということになってございます。

それから、クロマグロ等の各国の200海里、例えば日本のクロマグロの場合、産卵するのは日本の200海里内ではございますが、その後、回遊するのはアメリカ沖まで回遊しますから、だれもが魚をとれる公海にも回遊いたします。そのような魚種、これは高度回遊性魚種というふうに言っておりますが、これについては適切な国際機関で管理しなさいというふうに言われております。

それで、クロマグロにつきましては、世界にも5つ、種別に、あるいは海域ごとに資源を管理する国際機関があって、そこで具体的に管理措置を決めて管理するという枠組みでございます。

それで、水研センターの役割でございますが、そのような具体的な資源管理を行う上では、具体的に資源の状態がどうなっているか、それから何トンぐらいまでならとつていいかということをきちんと科学的に明らかにする必要がございます。それを行うのが水研センターのこの役割ということでございます。

それで、水研センターが出したそのような科学的な結果に基づきまして、まず日本周辺の資源については農林水産大臣が具体的な資源の管理方策、何トンまでとつていいよとか、あるいはこの海域は操業を制限しましょうというような具体的な資源管理措置を決めるということです。

それから、国際的な資源につきましては、水研センターが行った調査の結果を、先ほど申しました国際機関の科学者の会合に結果を出して、それをもとにその国際的な機関が資源管理方策を決める、こういう枠組みでやっていただいております。

以上です。

淵野委員長 ありがとうございました。夏目委員よろしいでしょうか。

それではほかにございますでしょうか。

きょうは所管の課長さんが非常に手際よく簡潔にご説明いただきました。この案に基づいてこれからご議論いただこうと思いますが、一応質問はございませんですね。

それでは、きょう提案ございました次期第3期の中期目標案、それから2法人からは中期目標の途中変更についてご説明がございましたけれども、全体を通じてご異論がないということで、異存なしということでこの評価委員会の取りまとめを行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

淵野委員長 それでは、当委員会といたしましてはそのように決定することにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。それでは、最後に事務局から、今後の予定についてです。

文書課調査官 どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定並びにスケジュールについてご報告いたします。

本日いろいろ頂戴しましたご意見等も含めまして、今後各独立行政法人が中期計画を策定をいたします。この中期計画については主務大臣の認可が必要とされてございますが、この認可に際しましては、当委員会に意見をお伺いするというふうに法定されてございますので、改めてこの中期計画案についてご審議をしてくださるようお願いをしたいと思っております。

当面の大まかな予定につきましては、資料1の2ページでございます。最初の資料に戻っていただき恐縮ですが、資料1の2ページにイメージを書かせていただいてございますが、本日、2月21日にこの独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会を開催させていただきました。今後は中期計画の意見聴取のための各分科会の開催を3月上旬から中旬にかけて予定をさせていただきたいと思ってございます。具体的には各委員の皆様方のご都合を改めて伺わせていただきましてご連絡をさせていただきたいと思っておりますが、お忙しい中とは存じますが、ご出席のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、冒頭も申し上げましたが、本日の議事録につきましては、議事録ができ上がり次第、各委員の皆様に内容をご確認していただいた後に、農林水産省のホームページにおいて公開をしたいと考えてございます。

以上でございます。

淵野委員長 それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会とさせていただきます。

不慣れな議事進行でございまして申しわけございませんでした。

皆様方には長時間にわたり熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

文書課長補佐 齋藤先生と渡邊先生、冒頭でご紹介しませんでしたので、改めてご紹介させていただきたいと思います。

斎藤委員でございます。

斎藤委員 遅れでございません。

文書課長補佐 渡邊委員でございます。

渡邊委員 遅れて申しわけありませんでした。

文書課長補佐 また分科会での審議が3月にございます。中期計画に関する審議がございますので、その際にまたご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

午後2時59分 閉会